

違反対象物の 公表制度について

違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らが建物を安心・安全に利用していただくために、
重大な消防法令違反のある建物の情報を佐渡市消防本部のホームページ等で公表するものです。

公表の開始時期

2020年4月1日

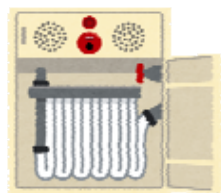
公表の対象 となる建物

消防法上の区分		具体的用途
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ
	ロ	パチンコ店、マージャン店、ダンスホール
	ハ	風俗営業等施設
	ニ	カラオケボックス、漫画喫茶
(3)	イ	割烹、料亭
	ロ	飲食店
(4)		物品販売店舗
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所
(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人ホーム、障害者入所施設、障害者支援施設
	ハ	デイサービス等通所施設、保育所
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(9)	イ	サウナ、岩盤浴等の蒸気浴場、熱気浴場
(16)	イ	上記の施設を含む複合施設
(16の2)		地下街
(16の3)		準地下街

公表の対象 となる違反

消防法で建物に設置が義務づけられた、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかの設備が設置されていない重大違反のこと。

屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備



重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

公表の方法

佐渡市消防本部のホームページへ掲載します。

公表する内容

①防火対象物の名称

②所在地

③違反の内容



公表までの流れ

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。



※建物関係者の皆さまへ

公表制度に該当する違反対象物は、無届による増改築の工事又はテナントが入れ替わることによる用途変更によるものがほとんどです。このような工事や用途変更する際は、最寄りの消防署へ必ずご相談ください。

建物を利用する人のために、火災予防上の不備がないように消防用設備の設置・維持管理するとともに防火管理を適切に行ってください。安心安全な暮らしをするために法令をしっかり守りましょう。

お問合せ先

- ・ 佐渡市消防本部予防課 ☎ 51-0123
- ・ 中央消防署 ☎ 51-0123
- ・ 両津消防署 ☎ 27-3555
- ・ 相川消防署 ☎ 74-0119
- ・ 南佐渡消防署 ☎ 88-3119

